

監　查　結　果　報　告　書

令和4監査年度 第1回

(令和4年3月～8月定期監査)

(令和4年6月～8月財政的援助団体等監査)

令和4年9月

奈　良　県　監　査　委　員

目 次

第1 定期監査 -----	1
1 監査の実施方針 -----	1
2 監査等の種類、対象 -----	1
3 監査対象機関 -----	1
4 監査等の着眼点(重点事項) -----	3
5 委員実地監査実施日 -----	3
6 監査等の実施内容 -----	3
7 監査の結果 -----	4
(1)部局別指摘事項等件数一覧 -----	4
(2)指摘事項等の内容別 -----	6
(3)所属別 -----	10
(ア) 本庁	
知事公室 -----	10
総務部 -----	11
文化・教育・くらし創造部 -----	13
こども・女性局 -----	15
福祉医療部 -----	15
医療・介護保険局 -----	16
水循環・森林・景観環境部 -----	16
産業・観光・雇用振興部 -----	17
観光局 -----	17
食と農の振興部 -----	18
県土マネジメント部 -----	20
地域デザイン推進局 -----	22
会計局 -----	23
水道局 -----	23
議会事務局 -----	23
教育委員会 -----	23
行政委員会 -----	25
警察本部 -----	25
(イ) 出先機関	
知事公室 -----	26
文化・教育・くらし創造部 -----	26
こども・女性局 -----	27
福祉医療部 -----	27
医療政策局 -----	29
水循環・森林・景観環境部 -----	29
産業・観光・雇用振興部 -----	29
観光局 -----	31
食と農の振興部 -----	31
県土マネジメント部 -----	31
地域デザイン推進局 -----	32

教育委員会	-----	32
警察本部	-----	36
(ウ) 監査重点事項の結果	-----	37
(エ) 監査結果の要因と対策	-----	37
第2 財政的援助団体等監査		
1 監査の実施方針	-----	38
2 監査実施状況	-----	38
3 監査実施団体の概要及び監査の結果	-----	38
奈良県土地開発公社	-----	38
奈良県大芸術祭実行委員会	-----	39
一般社団法人奈良県歯科医師会	-----	39
有限会社ハードボールテニス	-----	40
株式会社ひらまつ	-----	40

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査等の種類、対象

財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査対象機関

本庁及び出先機関の151所属（本庁108所属、出先機関43所属）について実地監査を実施した。なお、本監査結果は令和3年度の組織（令和4年度組織改正前）単位での報告とする。

所管部局	実地監査		所管部局	実地監査	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知事公室	12	3	食と農の振興部	8	3
総務部	10	0	県土マネジメント部	12	2
文化・教育・くらし創造部	12	6	地域デザイン推進局	9	1
こども・女性局	3	1	会計局	1	
福祉医療部	5	5	水道局	1	
医療・介護保険局	3		議会事務局	1	
医療政策局	0	1	教育委員会	9	13
水循環・森林・景観環境部	8	2	行政委員会	3	
産業・観光・雇用振興部	7	2	警察本部	1	3
観光局	3	1	合計	108	43

※ 実地監査　監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

4 監査等の着眼点（重点事項）

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、令和4監査年度監査計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

「資金前渡に係る事務処理について」

資金前渡に係る事務処理については、県では多くの所属において、資金前渡による支払事務がなされており、その取り扱いについては、細心の注意をもって処理をしなければならない。

令和2監査年度及び令和3監査年度の定期監査において、資金前渡に係る不適切な事務処理、前渡資金の目的外使用、資金前渡に係る精算手続の遅延が認められるなど不適切な事務処理が散見された。

このような状況を踏まえ、公金の取り扱いや管理体制について、合規性、内部統制の有効性等の視点から調査し、今後資金前渡に係る事務の適正化を図ることを目的として監査を実施した。

5 委員実地監査実施日

令和4年3月1日～同年8月25日

6 監査等の実施内容

財務監査（定期監査）

令和3年度の事務事業を対象として、奈良県監査基準（令和2年3月10日決定）に準拠し次の事項別基準に基づいて監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 執行体制
- (2) 事務事業
- (3) 予算の執行
- (4) 収入
- (5) 支出
- (6) 契約
- (7) 工事
- (8) 補助金等
- (9) 財産
- (10) 物品
- (11) 公用車
- (12) 切手等

7 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項									注意事項									意見		合計		
	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	財産	物品	公用車等	切手等	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	財産	物品	公用車等	切手等	収入	補助金等	
知事公室				2													1		1			4	
総務部				4											1					1	1		7
文化・教育・くらし創造部				1	3							1	1		1	1		1					9
こども・女性局				1										1									2
福祉医療部			1	2	1									3									7
医療・介護保険局																							0
医療政策局																							0
水循環・森林・景観環境部				3								1								1			5
産業・観光・雇用振興部	1	1	2	1								1	1										7
観光局				3	1							1											5
食と農の振興部				3		1									3	1	1						9
県土マネジメント部			1	2										1						1			5
地域デザイン推進局				2											1			2					5
会計局																							0
水道局												1		1									2
議会事務局																							0
教育委員会		1	7	1								2	1	4						1	1		18
行政委員会																							0
警察本部				1								1	1										3
小計	1	0	4	33	6	1	1	0	1	0	4	4	2	12	5	2	0	5	0	5	1	1	88
合計						47									39					2		88	
						(50)									(58)					(5)		(113)	

※（）内の数字は、令和3監査年度第1回報告（令和3年3月～同年8月定期監査分）の件数

※2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

※定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ①法令等に違反するもののうち重大なもの
- ②書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥著しく有効性を欠くもの
- ⑦誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正・改善を求めるもの

- ①過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ②指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ①合規性、経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ②改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度やその運用の改善の検討が必要な事項

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項(47件)

項目		内 容	件数	対象所属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	1	競輪場
収入	収入の調定	生活保護受給者等に係る医療費本人負担分の納入通知書の誤送付について	1	吉野福祉事務所
		施設賃貸料の調定事務の遅延について	1	競輪場
		預り金の調定事務の誤りについて	1	流域下水道センター
		高等学校等使用料の調定事務の遅延について	1	奈良情報商業高等学校
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	24	広報広聴課、安全・安心まちづくり推進課、総務厚生センター、管財課、デジタル戦略課、長寿・福祉人材確保対策課、障害福祉課、産業振興総合センター、ならの観光力向上課、観光プロモーション課、農業経済課、担い手・農地マネジメント課、技術管理課、大規模広域防災拠点整備課、住まいまちづくり課、学校教育課、警察本部、野外活動センター、フォレスター・アカデミー、景観・環境総合センター、競輪場、山辺高等学校、添上高等学校、奈良情報商業高等学校
	支出	児童扶養手当の過払いについて	1	奈良っ子はぐくみ課
		需用費の誤払いについて	1	奈良情報商業高等学校
		支払遅延による過年度支出の発生について	2	水資源政策課、添上高等学校
		源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて	1	税務課
		支払遅延に対する遅延利息の発生について	1	ならの観光力向上課
資金前渡		公共料金用現金出納簿への未記入について	1	中和公園事務所
		資金前渡に係る不適切な事務処理について	1	奈良情報商業高等学校
その他		物品の不適切な分割発注について	1	南部農林振興事務所

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	4	文化財保存事務所、消費・生活安全課、教職員課、吉野保健所
		契約に係る不適切な事務処理について	1	競輪場
		修繕工事契約の手続の不備について	1	野外活動センター
補助金等	補助金交付	補助金等の実績報告等に係る不適切な事務処理について	1	観光プロモーション課
財産	県有財産の管理	公有財産の不適切な管理について	1	中央卸売市場
公用車	公用車	公用車使用中の事故による損傷について	1	警察本部

(イ) 注意事項(39件)

項目		内 容	件数	対象所属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	3	水道局、奈良情報商業高等学校、大淀高等学校
		拾得物件の引取期間を誤教示したことによる損害賠償の発生について	1	桜井警察署
予算の執行	予算の執行	支出科目の誤りについて	3	観光プロモーション課、野外活動センター、フォレスター アカデミー
		業務実施年度と異なる年度の予算による産業廃棄物の運搬及び処理業務に係る委託料の支出について	1	大和広陵高等学校
収入	収入の調定	館蔵品物販収入の調定事務の誤りについて	1	美術館
		車券発売金及び雑入の調定事務の誤りについて	1	競輪場
支出	支出	支出負担行為の遅延について	3	こども家庭課、吉野福祉事務所、大淀高等学校
		公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について	2	中和福祉事務所、奈良西養護学校
		支払遅延による過年度支出の発生について	1	税務課
		源泉所得税の納付遅延について	1	競輪場
		職員への給与等の誤払いについて	1	水道局
		住居確保給付金の誤払いについて	1	中和福祉事務所
		資金前渡に係る不適切な事務処理について	1	添上高等学校
		現金出納簿の月例検査の未実施について	1	河川整備課
		契約金額を超過した支出負担行為について	1	教職員課
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	2	中央卸売市場再整備推進室、農業水産振興課
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	1	中和公園事務所
		建設工事請書を徵取していない契約について	1	南部農林振興事務所
	その他	かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について	1	消費生活センター

項目		内 容	件数	対象所属
補助金等	補助金交付	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	1	中央卸売市場再整備推進室
		補助金の変更承認申請の不適切な取扱いについて	1	教育振興課
物品	物品の取得、処分	公用車の定期点検整備の不実施について	4	防災統括室、農村振興課、県有施設營繕課、図書情報館
		自動車使用併用報告書の承認・確認の不備について	1	県有施設營繕課
切手等	郵便切手の保有、管理	郵便切手の過大な保有について	3	うだ・アニマルパーク振興室、法務文書課、流域下水道センター
		郵便切手等交付簿の検査漏れについて	2	フォレスターアカデミー、奈良情報商業高等学校

(ウ) 意見事項(2件)

項目		内 容	件数	対象所属
収入	未収金	県税に係る未収金の回収について	1	税務課
補助金等	補助金交付事務	負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について	1	人権・地域教育課

※2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

(3)所属別

(ア)本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	秘書課	令和4年 7月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	広報広聴課	令和4年 7月22日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 95,700円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	政策推進課	令和4年 7月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	統計分析課	令和4年 7月22日	同上
	国際課	令和4年 7月22日	同上
	市町村振興課 (選挙管理委員会事務局含む)	令和4年 7月22日	同上
	南部東部振興課	令和4年 7月26日	同上
	奥大和移住・交流推進室	令和4年 7月26日	同上
	うだ・アニマルパーク振興室	令和4年 7月26日	<p>郵便切手の過大な保有について 令和2年度末の郵便切手の保有残高は 192,297 円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p>
防災統括室		令和4年 6月7日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法に</p>

		<p>より自動車の使用者に1年ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p>	
消防救急課	令和4年 6月7日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。	
安全・安心まちづくり推進課	令和4年 6月7日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 66,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p>	
総務部	企画管理室	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。	
	法務文書課	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和3年度末の郵便切手の保有残高は 58,866 円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p>	
	行政・人材マネジメント課	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。	
	人事課	令和4年 8月17日	同上
	総務厚生センター	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 113,740円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事</p>	

		<p>務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
財政課	令和4年 8月17日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
税務課	令和4年 8月17日	<p>県税に係る未収金の回収について</p> <p>県税については、税務課及び各県税事務所において、差押を中心とした滞納処分の推進に取り組んでおり、また、市町村との連携による個人県民税の協働徴収や自動車税コールセンターの設置により、多額の未収金がある個人県民税、自動車税（令和元年10月より種別割自動車税）の徴収の強化にも努めている。このことにより、令和3年度の県税徴収率は、令和2年度に比べ0.5ポイント上昇し98.4%となる見込みであり、未収金の縮減についても着実な改善が認められる。</p> <p>しかしながら、未だ令和3年度見込みで約18億9,572万円の多額の未収金があり、また、徴収率は全国で低位にある。今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。</p> <p>(意見事項)</p> <p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和2年度の職員旅費（2件2,680円）について、該当職員が令和2年度内に請求することができず、令和3年11月に令和3年度予算から支出していく、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて</p> <p>令和元年度の源泉所得税の納付に当たり、源泉徴収事務を誤ったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件（源泉徴収すべき額51,356円）認められた。</p> <p>また、これに伴い、延滞税（1,300円）が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
管財課	令和4年 8月17日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額19,800円）認められた。</p>

			<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
ファシリティマネジメント室	令和4年 8月17日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
デジタル戦略課	令和4年 8月17日		<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 59,400円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
文化・教育・くらし創造部	企画管理室	令和4年 8月10日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	なら歴史芸術文化村整備推進室	令和4年 8月10日	同上
	文化振興課	令和4年 8月9日	同上
	文化財保存課	令和4年 8月9日	同上
	文化財保存事務所	令和4年 8月9日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の物品売買契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 1,690,480円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月末満の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努</p>

		めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
文化資源活用課	令和4年8月9日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
教育振興課	令和4年8月9日	補助金の変更承認申請の不適切な取扱いについて 令和2年度中期目標関連費補助金について、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更、補助金等を中止し、又は廃止しようとする場合においては、中期目標関連費補助金変更等承認申請書等を提出し、知事の変更承認を受けるべきとされているが、変更承認の手続を適時に行っていなかった事例が1件（交付額101,192,000円）認められた。 今後は、奈良県補助金等交付規則及び中期目標関連費補助金交付要綱等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
青少年・社会活動推進課	令和4年8月10日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
人権施策課	令和4年8月9日	同上
スポーツ振興課	令和4年8月10日	同上
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室	令和4年8月10日	同上
消費・生活安全課	令和4年8月9日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額4,329,600円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

こども・女性局	女性活躍推進課	令和4年 5月 24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	奈良っ子はぐくみ課	令和4年 5月 24日	<p>児童扶養手当の過払いについて</p> <p>令和3年度の児童扶養手当について、認定額を誤って支出した事例が1件（過払額 102,210円）認められた。</p> <p>今後は、児童扶養手当法等に基づき、認定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>
	こども家庭課	令和4年 5月 24日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 143,770円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
福祉医療部	企画管理室	令和4年 5月 19日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	地域福祉課	令和4年 5月 19日	同上
	監査指導室	令和4年 5月 19日	同上
	長寿・福祉人材確保対策課	令和4年 5月 19日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約及び令和3年度の負担金について、支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 76,300円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>
	障害福祉課	令和4年 5月 19日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為</p>

			<p>を行うこととされている日から 10か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が 1 件(当年度契約額 265,584 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
医療・介護保険局	医療保険課	令和4年 5月 19日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	介護保険課	令和4年 5月 19日	同上
	地域包括ケア推進室	令和4年 5月 19日	同上
水循環・森林・景観環境部	企画管理室	令和4年 7月 14日	同上
	水資源政策課	令和4年 7月 14日	<p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和元年度の雑誌購入代（1 件 10,200 円）について、請求書が出納整理期間中の令和2年4月に提出されていたのに、これに係る支出事務を失念したため、12か月以上の大幅な支払い遅延が生じ、令和3年5月に翌々年度である令和3年度予算から支出を行い、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	森と人の共生推進課	令和4年 7月 14日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	森林資源生産課	令和4年 7月 14日	同上
	奈良の木ブランド課	令和4年 7月 14日	同上
	環境政策課	令和4年 7月 14日	同上
	廃棄物対策課	令和4年 7月 14日	同上
	景観・自然環境課	令和4年 7月 14日	同上

産業・観光・雇用振興部	企画管理室	令和4年 5月24日	同上
	地域産業課	令和4年 5月24日	同上
	産業政策課	令和4年 5月24日	同上
	産業振興総合センター	令和4年 4月19日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度及び令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 302,500円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	企業立地推進課	令和4年 5月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	雇用政策課	令和4年 5月24日	同上
	外国人・人材活用推進室	令和4年 5月24日	同上
	ならの観光力向上課	令和4年 7月29日	<p>支払遅延に対する遅延利息の発生について</p> <p>令和3年度の公共料金の支払いについて、支払期限日を超過したため支払遅延に対する遅延利息が生じた事例が1件(遅延利息額 2,400円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 153,780円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>

	観光プロモーション課	令和4年 7月29日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和3年度の複写サービス契約について、経費の性質が消耗品であることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が5件（契約額合計 304,283円）認められた。</p> <p>令和4年1月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p>
			<p>補助金等の実績報告等に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和3年度関西5府県連携教育旅行誘致事業実行委員会負担金及び歴史・文化を活用したプロモーション事業実行委員会負担金について、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、事業実績報告書に事業報告書と収支精算書を添えて知事に提出しなければならないとされているが、上記の2件（交付決定額合計 5,000,000円）では、負担金交付要綱に定める期限までに実績報告書の提出を受けていなかった。</p> <p>また、奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定であるが、上記の2件では、額の確定を行っていなかった。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
			<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 14,300円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	MICE推進室	令和4年 7月29日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
食と農の振興部	企画管理室	令和4年 7月11日	同上
	豊かな食と農の振興課	令和4年 7月11日	同上

中央卸売市場 再整備推進室	令和4年 7月11日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額5,000,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p>(注意事項)</p>
農業水産振興 課	令和4年 7月11日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の工事請負契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額26,106,300円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努</p>

			めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
農業経済課	令和4年 7月11日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 48,653円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	
畜産課	令和4年 7月11日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。	
担い手・農地 マネジメント 課	令和4年 7月11日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 41,250円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	
農村振興課	令和4年 7月11日	公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)	
県土マネジメント部	企画管理室	令和4年 8月5日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	建設業・契約 管理課	令和4年 8月5日	同上
	用地対策課	令和4年 8月5日	同上

技術管理課	令和4年 8月4日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の負担金について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額792,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
道路建設課	令和4年 8月5日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
道路保全課	令和4年 8月4日	同上
まちづくりプロジェクト推進課	令和4年 8月4日	同上
リニア推進・地域交通対策課	令和4年 8月4日	同上
大規模広域防災拠点整備課	令和4年 8月4日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額22,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
河川整備課	令和4年 8月4日	<p>現金出納簿の月例検査の未実施について</p> <p>資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長は、毎月末日に検査を行うこととされているのに、令和3年4月から令和4年3月まで12か月にわたり、この月例検査を行っていなかった。</p> <p>今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>
砂防・災害対策課	令和4年 8月4日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
下水道課	令和4年 8月4日	同上

地域デザイン推進局	まちづくり連携推進課	令和4年 8月25日	同上
	県土利用政策室	令和4年 8月25日	同上
	公園緑地課	令和4年 8月25日	同上
	奈良公園室	令和4年 8月25日	同上
	平城宮跡事業推進室	令和4年 8月25日	同上
	住まいまちづくり課	令和4年 8月25日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から11か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額等 805,800円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	建築安全推進課	令和4年 8月25日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	県有施設営繕課	令和4年 8月25日	<p>自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備について</p> <p>自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用後その使用状況を所属長に報告することとされているが、令和3年度の使用（1台分 使用回数合計 175回）について、所属長による使用報告の確認が全く行われていなかった。</p> <p>今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>

	営繕プロジェクト推進室	令和4年 8月25日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
会計局	会計局	令和4年 7月21日	同上
水道局	水道局	令和4年 8月16日	<p>職員への給与等の誤払いについて 令和3年度4月分の給与等の支給について、休職中の職員1名へ誤って支出した事例（支給額 415,012円）が認められた。事後にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。（注意事項）</p>
議会事務局	議会事務局	令和4年 8月16日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
教育委員会	企画管理室	令和4年 8月24日	同上
	教育政策推進課	令和4年 8月24日	同上
	福利課	令和4年 8月24日	同上
	学校支援課	令和4年 8月24日	同上
	教職員課	令和4年 8月24日	<p>契約金額を超過した支出負担行為について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされているが、令和3年度の賃貸借契約について、契約金額（当年度契約額 363,000円）を超過して支出負担行為を行っていた事例が1件（支出負担行為額 396,000円）認められた。令和4年4月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p>

		<p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の賃貸借契約について、支出負担行為を業務完了後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件（当年度契約額 33,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件（契約額 396,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
学校教育課	令和4年 8月24日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 19,800円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
特別支援教育推進室	令和4年 8月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
人権・地域教育課	令和4年 8月24日	<p>負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について</p> <p>県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、令和3年度奈良県社会教育委員連絡協議会への負担金については、負担金の交付事務を担当する職員を、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う同協議会の事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。</p> <p>今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を協議会の事務職員と別の者にするなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。 (意見事項)</p>
保健体育課	令和4年 8月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

行政委員会	人事委員会事務局	令和4年 7月22日	同上
	監査委員事務局	令和4年 6月21日	同上
	労働委員会事務局	令和4年 7月22日	同上
警察本部	警察本部	令和4年 8月5日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 46,200円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>公用車使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷（合計 7件、県側損害額合計 530,279円、うち県側過失割合100%のもの6件）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。 (指摘事項)</p>

(イ)出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	旅券事務所	令和4年 3月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	外国人支援センター	令和4年 3月1日	同上
	消防学校	令和4年 4月22日	同上
文化・教育・くらし創造部	樅原文化会館	令和4年 3月1日	同上
	美術館	令和4年 7月21日	<p>館蔵品物販収入の調定事務の誤りについて</p> <p>美術館ミュージアムショップでは館蔵品と企画・特別展の外部からの受託販売品を取り扱っており、そのうちの館蔵品の売上げを物品売払収入として調定しているが、館蔵品売上げを調定すべきところ、誤って受託販売品の売上げを調定していた事例が1件(過大額 25,023 円)が認められた。令和3年6月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>
	図書情報館	令和4年 6月21日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度及び令和3年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>
	野外活動センター	令和4年 4月22日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和3年度の非接触式顔認識温度検知機の購入代について、経費の性質が備品購入代金であることから予算科目を備品購入費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(契約額 48,070 円)認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>修繕工事契約の手続の不備について</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅延なく契</p>

			<p>約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、令和2年度の修繕工事の契約について、契約書を作成せず、請書を徵取していた事例が2件（契約額合計 2,876,742 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
			<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 75,400 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
樞原公苑	令和4年 3月23日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
消費生活センター	令和4年 3月24日		<p>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について</p> <p>令和3年度の不動産の借受けに係る契約1件（年間契約額 171,600 円）について、奈良県契約規則第26条等により消費生活センター所長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は消費・生活安全課で契約事務を行うこととされているのに、同センター所長が契約締結に関する事務を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>
こども・女性局	中央こども家庭相談センター	令和4年 3月24日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
福祉医療部	吉野保健所	令和4年 4月18日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 176,924 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p>

		<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
保健研究センター	令和4年3月1日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
中和福祉事務所	令和4年5月11日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 19,730 円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>住居確保給付金の誤払いについて</p> <p>令和3年度住居確保給付金について、給付対象でない相手方へ誤って支出した事例が1件（誤払額 40,000 円）認められた。</p> <p>今後は、生活困窮者自立支援法、同施行規則及び奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p>(注意事項)</p>
吉野福祉事務所（内吉野保健所含む）	令和4年4月18日	<p>生活保護受給者等に係る医療費本人負担分の納入通知書の誤送付について</p> <p>令和2年度の生活保護受給者等に係る医療費本人負担分について、納入通知書を納入義務者でない者に送付し、収納していた事例が1件（調定額 18,279 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度及び令和3年度の負担金等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額等合計 1,053,116 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p>(注意事項)</p>
身体障害者更生相談所	令和4年5月11日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>

医療政策局	精神保健福祉センター	令和4年 5月13日	同上
水循環・森林・景観環境部	フォレスター アカデミー	令和4年 7月21日	<p>郵便切手等交付簿の検査漏れについて</p> <p>郵便切手等交付簿は、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、令和3年4月から令和3年12月までの各月の累計（受入額合計 53,469 円 払出額合計 33,771 円）にかい長の検印を全く受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。 (注意事項)</p> <p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和3年度において、車両点検で生じた修繕は、経費の性質が修繕費であることから予算科目を需用費その他で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件（契約額 64,581 円）認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 326,480 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
景観・環境総合センター		令和4年 3月1日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 200,948 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
産業・観光・雇用振興部	競輪場	令和4年 8月22日	<p>車券発売金及び雑入の調定事務の誤りについて</p> <p>車券販売金及び雑入について、本来調定すべき金額を</p>

誤って調定していた事例が3件（過大額 577,780 円）認められた。事後にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。
(注意事項)

施設賃貸料の調定事務の遅延について

施設賃貸料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限を経過した後（最長で6か月経過）に納入の通知を行っていた事例が33件（調定額合計 329,944 円）認められた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。
(指摘事項)

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 289,850 円）認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。
(指摘事項)

契約に係る不適切な事務処理について

委託料について、誤った金額で契約し、契約変更の手続きをしないまま履行期限及び契約金額の変更を行っていた事例が1件、契約変更の手続きをしないまま契約金額の変更を行っていた事例が1件（契約額合計 1,389,210 円）認められた。

今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。
(指摘事項)

源泉所得税の納付遅延について

令和2年度の委託料について源泉所得税の徴収を行っていないかったため、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件（源泉徴収すべき額 51,203 円）認められた。

今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。
(注意事項)

内部統制の強化・充実について

前回の監査において、内部統制の充実について指摘事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、調定事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。

			事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	高等技術専門校	令和4年 4月14日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
観光局	奈良春日野国際フォーラム	令和4年 4月27日	同上
食と農の振興部	北部農業振興事務所	令和4年 8月22日	同上
	南部農林振興事務所	令和4年 7月21日	<p>物品の不適切な分割発注について</p> <p>令和3年度にアルコール製剤、非接触検温計＆オートディスペンサー、超音波加湿器の購入（合計 254,760 円）を、奈良県オープンカウンター実施要領第5の1による公募型見積合わせをしないで見積合わせを省略できる50,000 円未満の金額になるように、6 件に分割して発注し購入していた。</p> <p>今後、物品の購入に当たっては、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>建設工事請書を徴取していない契約について</p> <p>建設工事の請負契約の締結に当たっては、契約額 100 万円未満の契約等で契約書の作成を省略する場合でも、建設工事請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和3年度の建設工事請負契約について、請書を徴取していないかった事例が 1 件（契約額 232,617 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>
	中央卸売市場	令和4年 5月13日	<p>公有財産の不適切な管理について</p> <p>卸売市場場内の敷地において、特別高圧架空電線の線下敷として使用されている部分があるのに、使用者から使用についての申出がなされないまま、使用許可及び使用料の徴収を行っていないかった事例が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法、奈良県公有財産規則等に基づき、適切に公有財産の管理を行うべきである。 (指摘事項)</p>
県土マネジメント部	幹線街路整備事務所	令和4年 3月1日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	流域下水道センター	令和4年 8月22日	<p>預り金の調定事務の誤りについて</p> <p>工事請負契約に係る契約保証金について、流域下水道事業費特別会計の預り金で調定すべきところ、誤って歳入歳出外現金で処理されていた事例が 1 件（保証金</p>

			<p>1,708,300 円)認められた。事後にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県流域下水道事業会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
地域デザイン推進局	中和公園事務所	令和4年 4月27日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度及び令和3年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 598,185 円)認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならぬが、上記のうち1件(契約額 103,185 円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、支出負担行為事務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>
教育委員会	奈良朱雀高等学校（奈良商工高等学校含む）	令和4年 4月19日	<p>公共料金用現金出納簿への未記入について</p> <p>資金前渡職員は、現金出納簿を備え、出納の都度その事実に従い適確に記入整理し、常に経理の状況を明らかにすることとされている。電気代の支払いのために令和3年4月から10月までに計 1,828,017 円、電話代の支払いのために令和3年4月から10月まで計 21,983 円の資金前渡を毎月受けて現金の出納を行っていたのに、令和3年度の公共料金用現金出納簿に令和3年4月から10月まで現金の出納の事実を記入していなかった。</p> <p>また、所属長は、毎月末日に現金出納簿を検査し、その余白に検査年月日を記入し、確認印を押印することとされているのに、令和3年4月から10月まで、この検査を行っていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>

山辺高等学校	令和4年 4月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計135,548円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
奈良北高等学校	令和4年 6月7日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
添上高等学校	令和4年 4月27日	<p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならぬとされているが、令和2年度の雑誌購入代（1件 2,628円）及びプロパンガス11月分（1件 8,866円）について、業務が完了し、請求書が令和2年度中に提出されていたのに、これに係る支出事務を失念したため、令和3年6月に令和3年度予算から支出していく、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和2年度の需用費である電気代2件（14,029円）について、資金前渡職員に対する前渡資金の交付のための支出を誤って二重に行っていた。そして、二重に支払われた前渡資金は戻入手続きをを行うこととされているが、上記の2件では、その手続が9か月以上遅延していた。</p> <p>また、電気代（5月分外）及びwi-fi利用料（7月分）について、資金前渡の手續が遅延したことにより資金前渡口座への入金が遅れたため、別の公共料金等の支払のために同口座に入金していた前渡資金から支払っていた事例が12件（合計 86,903円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な現金の管理を行われたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計96,419円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事</p>

		<p>務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
磯城野高等学校	令和4年 4月14日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
奈良情報商業高等学校（商業高等学校含む）	令和4年 5月11日	<p>高等学校等使用料の調定事務の遅延について 令和2年度及び令和3年度の高等学校等使用料について、奈良県行政財産使用料条例施行規則で定められた納期限（毎年4月25日）を経過した後（最長で2か月経過）に納入の通知を行っていた事例が2件（調定額合計25,089円）認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県行政財産使用料条例施行規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>需用費の誤払いについて 令和3年度の需用費について、相手方を誤って支出した事例が1件（293,387円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>郵便切手等交付簿の検査漏れについて 郵便切手等交付簿は、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、令和2年4月から令和3年11月までの各月の累計（受入額合計 356,121円　払出額合計 259,001円）にかい長の検印を全く受けていなかった。 郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。 今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について 令和2年度の役務費（7月分及び9月分電信電話料金）の資金前渡において過渡しが生じたため、当該過渡金について戻入手続を行うべきところ、1年2か月以上その手続を行っていなかった事例が2件（合計金額 32,586円）認められた。 上記の2件では、会計年度経過後の出納整理期間も経過していたため、翌年度の歳入に収納していた。 また、令和2年度の需用費その他（10月分電気代）について、資金前渡の手續が遅延したことにより資金前渡口座への入金が遅れたため、令和2年度の役務費（9月分電信電話料金）の支払のために同口座に入金していた前渡資金から支払っていた事例が1件（金額 10,031円）認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正</p>

		<p>な現金の管理を行うべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の工事請負契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていった事例が6件(契約額合計 297,320円)、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務、収入事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p>(注意事項)</p>
大和広陵高等学校	令和4年 4月27日	<p>業務実施年度と異なる年度の予算による産業廃棄物の運搬及び処理業務に係る委託料の支出について</p> <p>地方自治法において各会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和2年度の産業廃棄物の運搬及び処理業務に係る委託契約について、令和3年度予算から支出していた事例が2件(契約額合計 51,810円)認められた。</p> <p>また、上記の2件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則で10日以内に受託者から提出を受けることとされている産業廃棄物管理票の提出をその期間内に受けず、契約期間後で、かつ会計年度を超えた令和3年度になって同票の提出を受けて履行確認をしていた。</p> <p>今後は、地方自治法に規定されている上記の会計年度独立の原則の趣旨並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則の規定に基づき適正な事務処理に努めるとともに、複数職員による確認を十分に行うなど、内部のチェック体制の整備等を図られたい。</p> <p>(注意事項)</p>
青翔高等学校	令和4年 3月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
青翔中学校	令和4年 3月23日	同上
大淀高等学校 (奈良南高等学校含む)	令和4年 4月18日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされて</p>

		<p>いるが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額459,800円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>	
		<p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務、収入事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>	
十津川高等学 校	令和4年 8月10日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。	
奈良西養護学 校	令和4年 3月24日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料20,610円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。 (注意事項)</p>	
二階堂養護学 校	令和4年 4月14日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。	
警察本部	郡山警察署	令和4年 4月19日	同上
	桜井警察署	令和4年 5月13日	<p>拾得物件の引取期間を誤教示したことによる損害賠償の発生について</p> <p>令和2年11月に桜井警察署が提出を受けた拾得物件（現金20,000円）について、拾得者に対して物件引取期間を誤教示したことにより、拾得者が得られるべき所有権を侵害したため、令和3年9月の議会の議決を経て20,000円の賠償金を支出していた事案が認められた。</p> <p>今後は、拾得物件の物件引取期間を教示する際に、慎重な確認を行った上で教示する等、再発防止に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制に取り組まれたい。 (注意事項)</p>
	樞原警察署	令和4年 6月21日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

(ウ) 監査重点事項の結果

資金前渡に係る事務処理について、前記のとおり、監査重点事項の対象期間外である令和2年度に支出した前渡資金については不適切な事務処理が認められたものの、対象期間である令和3年度に支出した前渡資金については、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

(エ) 監査結果の要因と対策

監査の結果、部局単位で会計事務に関する研修を実施するなど、会計事務を担当する職員の法令や会計規則等に対する知識及び認識の向上が図られているが、指摘事項等の要因としては、担当者の知識や認識だけでなく、「決裁過程におけるチェックの不備」や「所属としての進捗管理の不足」によるものも見受けられる。今後、執行機関に対して、職員の会計規則、法令遵守意識の徹底に加えて、組織的な事務処理の進捗管理を図るとともに、内部統制に関する取組を充実させるよう促すことが必要と考える。また、適正な会計事務の徹底を図るために、指摘事項の発生原因とその防止方法について更に分析を進めていくことも必要である。

第2 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金(基本金等)の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えていたる団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどに着眼して、監査を実施した。

2 監査実施状況 (単位:団体)

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
1	1	3	5

3 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	奈良県土地開発公社	実施年月日	令和4年8月22日
-----	-----------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産 10,000,000 円は、全額県の出資
- イ 当該法人の債務について県が債務保証を行っており、令和3年度末における債務保証の対象となる負債の残高は、6,428,711,379 円

(3) 財務の状況

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,853,400,408	流動負債	7,499,646,848
固定資産	1,872,870,066	固定負債	763,344
		負債合計	7,500,410,192
		資本金	10,000,000
		準備金	3,215,860,282
		資本合計	3,225,860,282
合 計	10,726,270,474	合 計	10,726,270,474

損 益 計 算 書

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月 31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業原価	5,546,885,418	事業収益	5,566,796,323
販売費及び一般管理費	85,287,827	事業外収益	6,413,247
事業外費用	4,947,300	特別利益	749,999
特別損失	8		
総費用合計(a)	5,637,120,553	総収益合計(b)	5,573,959,569
当期純損失(b)-(a)=(c)	△63,160,984		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	奈良県大芸術祭実行委員会	実施年月日	令和4年8月9日
-----	--------------	-------	----------

(1) 補助金等を交付した団体の目的

奈良県大芸術祭を円滑に実施するために必要な事業を推進することを目的とする。

(2) 補助金等の交付状況

令和2年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県大芸術祭実行委員会負担金 45,126,588 円

(3) 監査の結果

県が補助を行ったものに係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	指定管理者 一般社団法人奈良県歯科医師会	実施年月日	令和4年8月16日
-----	-------------------------	-------	-----------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県心身障害者福祉センター（歯科衛生診療所）

イ 指定管理業務の主な内容

・心身障害者歯科衛生診療所の管理・運営に関すること

ウ 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

エ 指定管理委託料 20,404,000 円 (令和3年度)

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	指定管理者 有限会社 ハードボールテニス	実施年月日	令和4年6月21日
-----	-------------------------	-------	-----------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 檜原公苑 (明日香庭球場)

イ 指定管理業務の主な内容

- 施設の使用の承認に関する業務
- 施設の使用を承認しないことに関する業務
- 使用者に対し施設の管理上必要な指示をする業務
- 施設の使用の承認の取消し等に関する業務
- 施設の利用に係る料金の収受等に関する業務
- 施設等の運営及び設備の維持管理に関する業務
- 施設の利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日

エ 指定管理委託料 5,258,166 円 (令和2年度)

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	指定管理者 株式会社 ひらまつ	実施年月日	令和4年7月25日
-----	-----------------	-------	-----------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟

イ 指定管理業務の主な内容

- 施設の使用の承認に関する業務
- 施設の使用を承認の取消し等に関する業務
- 実践オーベルジュ棟の利用に係る料金の収受等に関する業務
- 実践オーベルジュ棟の施設、設備等の維持管理に関する業務
- 実践オーベルジュ棟の利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
エ 指定管理委託料 38,580,000円（令和2年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。